

## 令和3年4月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日(金) 午後2時 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (利用権貸借)
  - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

### 4. 会議に出席した委員(20名)

- |     |            |     |        |
|-----|------------|-----|--------|
| 1番  | 永利 春雄      | 2番  | 寺崎 廣喜  |
| 3番  | (欠員)       | 4番  | 山下 芳文  |
| 5番  | 山田 憲二      | 6番  | 永利 昇   |
| 7番  | 大中 久敏      | 8番  | 野田 敏之  |
| 9番  | 山田 武二      | 10番 | (欠員)   |
| 11番 | 白木 治       | 12番 | 廣田 一郎  |
| 13番 | 米倉 一雄      | 14番 | 中原 孝司  |
| 15番 | 藤井 豊志      | 16番 | 柳 文子   |
| 17番 | 天本 徹       | 18番 | 田籠 新   |
| 19番 | 白木 隆弘 (欠席) | 20番 | 井手 浩   |
| 21番 | 久光 壽子      | 22番 | 草場 小夜子 |
| 23番 | 伊藤 武則      |     |        |

### 5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。令和3年度を迎え、初めての総会ですが、新型コロナウイルス感染症については、2度目の春を迎えましたが、皆さまにおかれましても、マスクの着用、手指消毒や三密対策をお願いいたします。

小郡市においても、高齢者等へのワクチン接種に向けて、作業を進めているとのこととです。

もうしばらく、コロナ渦での厳しい生活が続きますが、少しでも早く、普通の生活に戻れるよう願うばかりです。

このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、議案5件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は20名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号19番委員より欠席届が出ています。よって、令和3年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番 野田 敏之 委員、11番 白木 治 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、10件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、番号1は、3条の無償移転で贈与となっております。三沢地内の田6筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)  
夫婦間の贈与のために、所有権移転されるものです。  
(位置図で場所の説明)

次に、番号2も、3条の有償移転で売買となっております。福童地内の田で、現況は畑となっている1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)  
譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。  
(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページ、番号3は、3条の有償移転で売買となっております。三沢地内の畑で、現況は雑種地となっている1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)  
譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。  
(位置図で場所の説明)

次に、番号4は、3条の有償移転で売買となっております。干潟地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)  
譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。  
(位置図で場所の説明)

次に、番号5は、3条の有償移転で売買となっております。赤川地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)  
譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。  
(位置図で場所の説明)

次に、議案書3ページ、番号6は、3条の有償移転で売買となっております。干潟地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)  
譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号7は、3条の有償移転で売買となっております。三沢地内の田、現況は畑となっている3筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号8は、3条の無償移転で贈与となっております。下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間の贈与のために、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書4ページ、番号9は、3条の有償移転で売買となっております。上岩田地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のために、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号10は、3条の無償移転で贈与となっております。大保地内の田、現況は畑となっている1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のために、贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、大保地内の田1筆です。選挙事務所として使用するために一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農振農用地に該当しますが、議案書の備考に謳っておりますように、一時転用で令和3年4月30日までの3年以内の一時転用ですので例外規定に該当します。

計画平面図をご覧ください。申請地内は砂利敷きとし、選挙事務所の他、仮設トイレを設置する計画となっています。

砂利敷きですので、雨水排水については、自然流下となっています。

以上の観点から、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

なお、番号1は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、1件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、小郡地内の畑1筆です。露天駐車場として、令和3年1月の総会において許可相当とし、県より許可が下りた案件です。

(位置図で場所等説明)

今回の事業計画の変更申請につきましては、申請地内に、南側隣地と

の間に緩衝地として、また、西側の農地への通路を設ける計画に変更となっています。また追加で、この通路にフェンスを設ける計画となっています。

当初の申請にあたっては、隣接の地権者等への事前説明を求めていたところですが、隣地の地権者より、当農業委員会事務局へ問合せがあり、申請代理人が当該地権者への説明を失念されていたことが判明したところです。

このため、事務局としては、当該地権者と合意形成を図るように、申請代理人へ指導を行いました。

今回の変更申請については、これらの経緯を踏まえて、計画の変更がなされているところです。

なお、先月開催しました地区会議においても了承いただいております。以上でご説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号については原案のとおり許可相当とし、意見書を付し県に進達いたします。

○議長 続きますして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたしたいと思いますが、番号2の案件は 議席番号15番委員に係る案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号15番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、下岩田地内の田1筆及び古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、山隈地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書8ページ、番号4は、山隈地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるもの  
です。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議  
に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりました  
ので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいた  
します。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承  
認について、所有権移転4件につきまして、第2分科会で慎重に審査し  
た結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方  
よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、原案通り承認す  
ることに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議席番号15番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利  
用集積計画の承認について、利用権貸借7件を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借7件について、提案理由の説明をいたします。

本来、利用権設定につきましては、3月受付の6月開始、9月受付の11月開始ということで受付をしておりますが、補助事業の採択要件や共済の契約に係るということで、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借をおこなうものです。

今回は、4月15日で利用権設定を行う予定となっております。

番号1は、下岩田地内の田1筆、古飯地内の田5筆、計6筆です。  
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間の説明)

親子間の使用貸借で10年間の利用権の設定となります。

番号2は、小郡地内の田4筆です。  
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間の説明)

3年間の使用貸借による利用権の設定となります。

議案書10ページ、番号3は、下西鯨坂地内の田7筆です。  
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間・賃借料の説明)

3年間の賃貸借による利用権の設定となります。

番号4は、干潟地内の田2筆です。  
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間・賃借料の説明)

7年間の賃貸借による利用権の設定となります。

議案書11ページ、番号5は、干潟地内の田1筆です。  
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間・賃借料の説明)

7年間の賃貸借による利用権の設定となります。

番号6は、干潟地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間・賃借料の説明)

7年間の賃貸借による利用権の設定となります。

なお、番号4～番号6までは、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が地元の営農法人と賃貸借契約を結ぶこととなります。

最後に、番号7は、下西鯨坂地内の田3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間・賃借料の説明)

3年間の賃貸借による利用権の設定となります。

以上、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化推進法第18条第3項の要件を満たしており、地区会議においても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借7件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。



[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出22件につきまして報告いたします。

番号1は、福童地内の田1筆です。

貸主の都合による合意解約です。

次に、議案書13ページ、番号2は、津古地内の田1筆です。

借主の都合による合意解約です。

次に、番号3は、津古地内の田1筆です。

借主の都合による合意解約です。

番号4は、光行地内の田1筆です。

貸主の都合による合意解約です。

議案書14ページ、番号5は、大崎地内の田1筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号6は、八坂地内の田1筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号7は、平方地内の田1筆です。

借主の都合による合意解約です。

議案書15ページ、番号8は、稲吉地内の田1筆です。

売買に伴う合意解約です。

番号9は、井上地内の田1筆です。

借主の都合による合意解約です。

議案書16ページにかけての番号10は、八坂地内の田4筆、下西鯨坂地内の田2筆、計6筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号11は、下西鯨坂地内の田3筆です。

貸主の都合による合意解約です。

議案書17ページにかけての番号12は、福童地内の田5筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号13は、大崎地内の田7筆です。

貸主の都合による合意解約です。

議案書18ページ、番号14は、吹上地内の畑2筆です。

売買に伴う合意解約です。

番号15は、下岩田地内の田1筆、古飯地内の田1筆、計2筆です。

売買に伴う合意解約です。

番号16は、赤川地内の畑1筆です。

売買に伴う合意解約です。

議案書19ページ、番号17は、干潟地内の田1筆、畑2筆及び吹上地内の田4筆、計7筆です。

貸主の都合による合意解約です。

議案書20ページ、番号18は、干潟地内の畑1筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号19は、干潟地内の畑1筆です。

貸主の都合による合意解約です。

番号20は、干潟地内の田1筆です。

借主の都合による合意解約です。

議案書21ページ、番号21は、干潟地内の田1筆です。

借主の都合による合意解約です。

番号22は、上岩田地内の田3筆です。

貸主の都合による合意解約です。

以上、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による、市街化区域内の転用届出について、2件を報告いたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

番号2は、大保地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 意見・質問、特にないようです。以上で、本総会に付議されました

案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年4月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和3年4月9日(金) 午後 2時46分閉会